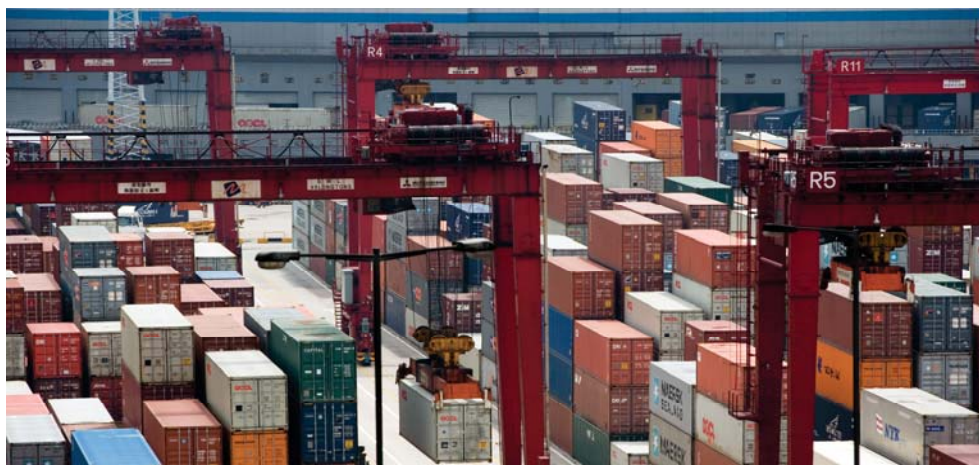


# 日本企業部ニュースレター

## 関税および国際貿易

ポーランド 2010年3月



### 連絡先:

山崎 俊幸  
マネージャー  
Tel: 48-71-356-1203  
Mobile: 48-519-507-503  
[t.yamasaki@pl.pwc.com](mailto:t.yamasaki@pl.pwc.com)

### 発行人:

森山 進  
地域統括パートナー  
Tel: 48-22-523-4971  
[steve.moriyama@pwc.be](mailto:steve.moriyama@pwc.be)

PwC ポーランド  
[www.pwc.com/pl](http://www.pwc.com/pl)  
[www.taxonline.pl](http://www.taxonline.pl)

PwC ベルギー・中東欧  
[www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/belgium](http://www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/belgium)

© 2010 PricewaterhouseCoopers Sp. z o.o.  
プライスウォーターハウスコーパーズとは、PricewaterhouseCoopers Sp. z o.o.、または、プライスウォーターハウスコーパーズのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

## プラスチック製部品 – 関税節税の余地あり

### 節税の機会

特定の製品製造に利用されるプラスチック製部品は、より低い関税率で EU 域外から輸入できる可能性があります。

通常、プラスチック製部品は 6.5%の関税率が課されていますが(CNコード 39、プラスチックおよびその部品類)、特定の条件を満たせば、そのプラスチック製部品が使用されている「最終製品の部品」として区分することが可能です。

特に下記に挙げられた製品製造に利用するために輸入しているプラスチック製部品に、潜在的な節税機会があります。

- エレクトロニクス製品 (LCD モジュール、TV セット、DVD プレーヤー/レコーダー、セットトップボックスなど)
- 自動車
- 家電 (冷蔵庫、食器洗浄器、洗濯機など)

以上は例示であり、これらに限られません。

### 節税の余地

プラスチック製の部品類は、通常「プラスチック製部品」として分類され通関されていますが、「最終製品の部品」と捉えて区分し直すことで、より低い関税率にて申告できる可能性があります。

この節税機会の前提として、その部品が特定の最終製品の製造のためだけ、もしくは大部分がそのために利用されていることを証明することが求められます。

- エレクトロニクス製品 - 1.5% ~ 3.5%程度の節税
  - (6.5%ではなく、3% ~ 5%の関税率を適用)
- 家電 - 4.3% ~ 4.8%程度の節税
  - (6.5%ではなく、1.7% ~ 2.2%の関税率を適用)
- 自動車 - 2% ~ 3.5%程度の節税
  - (6.5%ではなく、3% ~ 4.5%の関税率を適用)

## 節税対策

これら関税節減の機会は、具体的には：

- 将来の輸入分について、より低い関税率を適用して通関できる
- 過去の輸入分について、過払いとなる過去の関税額の還付申請ができる

この恩恵を受けるにあたっては、拘束的関税情報 (Binding Tariff Information, BTI) を利用し、前もって当局の見解を明確にしておくことを推奨いたします。これは、今後輸入されるプラスチック製部品が「最終製品の部品」として分類され、汎用目的のプラスチック製部品に区分されるべきでないことを、事前に当局側と確認しておくための制度です。

BTI は関税分類を明確にする点で効果的であるのみならず、還付手続きをより簡易かつ迅速に行う目的もあります。

以上、簡単に要旨を説明させて頂きましたが、より詳細な情報をご希望される場合は、お気軽に山崎までご連絡ください。